



報道機関 各位

記者発表資料  
令和3年9月29日（水）  
問い合わせ先：総務課  
課長：細沼  
担当：増田、中元  
電話：829-1083  
内線：2313

包括外部監査の結果に基づく措置を公表します

平成30年度、令和元年度及び令和2年度の包括外部監査の結果に基づいて講じた措置について、以下のとおり監査委員に通知しましたので、お知らせします。

本件は、毎年2回程度各執行機関から監査委員に通知し、公表しているものです。

1 措置を講じた対象監査及び監査テーマ

(1) 平成30年度包括外部監査

「道路事業に関する財務事務の執行について」

(2) 令和元年度包括外部監査

「産業振興政策に関する財務事務の執行について」

(3) 令和2年度包括外部監査

「清掃事業に関する事務の執行について」

2 講じた措置の内容

別添「包括外部監査の結果に基づく措置の状況」のとおり

3 監査委員への通知日

令和3年9月24日

4 さいたま市ホームページ掲載箇所

トップページ>市政情報>政策・財政>監査>外部監査人による監査>包括外部監査の措置報告  
<http://www.city.saitama.jp/006/007/010/002/003/index.html>

5 参考

(1) 包括外部監査制度について

地方分権の推進に伴い、地方公共団体の自己決定と自己責任の強化を図ることを目的に、平成9年の地方自治法改正により創設。地方自治法第2条第14項(住

民福祉の増進、最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化、規模の適正化)の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件をテーマとして包括外部監査人が監査を行い、その結果の報告を受けるもの。監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとなっている。

(2) 本件における用語の定義について

ア 指摘事項

包括外部監査の結果をいう。何らかの措置が必要であると認められる事項のこと。主に、合規制に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

イ 意見

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出された意見をいう。「包括外部監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するもの。